

愛労発基 1211 第 4 号

令和元年 12 月 11 日

愛知労働基準協会 会長 殿

愛知労働局長



### 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働行政の運営につきまして、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、労働安全衛生法（以下「法」という。）第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づき届出のあった化学物質については、同条第 3 項の規定に基づき名称を公表するとともに、同条第 4 項の規定に基づき有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴取し、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たものについては「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（以下「指針」という。）に基づく措置を講ずるよう、届出事業者及び関係団体に対して要請しているところです。

今般、法第 57 条の 4 第 1 項の既存の化学物質として政令に定める化学物質のうち、別紙の（1）に掲げる 28 物質について、学識経験者から強度の変異原性が認められる旨の意見が得られたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対して当該化学物質を製造し又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いいたします。